

学校法人京都橘学園役員および評議員報酬等規程

2011年12月19日

最近改正 2026年5月18日

目次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (役員等の本俸額)
- 第4条 (役員報酬)
- 第5条 (旅費および会議手当)
- 第6条 (役員手当の支給方法)
- 第7条 (功劳金)
- 第8条 (公表)
- 第9条 この規程に関する事務の主管は人事課とする。
- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

(目的)

第1条 学校法人京都橘学園の役員および評議員の報酬等の支給基準について定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、専務理事、常務理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、監事のうち常勤監事として選定された者をいう。
- (5) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (6) 常勤役員等とは本項第2号、第4号および専任教職員である評議員をいう。
- (7) 非常勤役員等とは本項第3号、第5号および専任教職員でない評議員をいう。
- (8) 役員報酬とは、役員本俸、役員手当および役員期末手当の合計をいう。

(本俸)

第3条 理事長には役員本俸として「学校法人京都橘学園給与規程」の専任教職員の教授給上限額を準用し、支給する。

2 理事長を除く専任教職員である常勤理事には役員本俸は支給せず、専任教職員の本俸として「学校法人京都橘学園給与規程」別表1(その1)の給与を支給する。なお、専任事務職員である常勤理事の本俸は「京都橘学園給与規程」の別表1(その1)のⅦ等級給とする。

3 前2項にかかわらず、専任教職員以外の外部理事が理事長、専務理事または常務理事に就任した場合の役員本俸の支給については、別に理事会が決定する。

4 常勤監事の役員本俸は年俸制とし、別表1のとおりとする。

5 非常勤理事および評議員には、本俸を支給しない。

6 常勤理事のうち専任教職員であったものが、理事の任期中に教職員として定年退職となったときは、定年退職時に適用している本俸額を役員の本俸とする。

(役員手当および期末手当)

第4条 理事長には役員手当および役員期末手当を支給する。役員手当は別表2のとおりとし、役員期末手当は「学校法人京都橘学園給与規程」別表7「専任教職員(体系あり)、特別契約教授、助教Eおよび総合職」を準用する。

2 理事長を除く理事には別表2の役員手当を支給し、役員期末手当は支給しない。

- 3 前2項にかかわらず、専任教職員以外の外部理事が理事長、専務理事または常務理事に就任した場合の役員期末手当の支給については、別に理事会が決定する。
- 4 非常勤監事には別表2の役員手当を支給する。
- 5 評議員には役員手当および役員期末手当を支給しない。

(旅費および会議手当)

第5条 常勤役員等には、学校法人京都橘学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 非常勤役員等には、理事会、評議員会その他会議に出席する場合、当該非常勤役員等の居住地を起点として、会議開催地までの距離に応じて、旅費として実費支給する。なお、片道100km以上連続して乗車する区間で新幹線、特急または急行を利用できる場合は、当該指定席料金、特急料金(新幹線含む)、急行料金を支給する。
- 3 非常勤役員等が理事会、評議員会その他の会議に出席する場合、1回につき5,000円の会議手当を支給する。
- 4 非常勤役員等の旅費は、翌月に支給する。

(役員報酬の支給方法)

第6条 役員報酬は月額をもって定め、当月初日から末日までの分を、原則として毎月16日に役員本人が指定する銀行の預金口座への振り込みによって支払う。

- 2 常勤監事の本俸の支給方法は月額とし、年俸に12分の1を乗じて得た額(100円未満の端数は、50円未満の端数を切り捨て、それ以上を切り上げた額)とする。
- 3 支給日が休日または土曜日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。
- 4 第1項の口座が法人に届けられたことをもって、口座振り込みに同意したものとみなす。
- 5 所定の支払日には、振り込み金額等を記載した支払い明細書を交付し、同日に払い出しができるものとする。
- 6 役員が月の途中で退任もしくは就任した場合、当該月額を全額支給する。

(功労金)

第7条 役員には、別に定める功労金を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(主管)

第9条 この規程に関する事務の主管は人事課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日より施行する。

この規程および「学校法人京都橘学園役員報酬規程施行細則」の施行をもって「役員の報酬等に関する規程」を廃止する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年5月25日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、別表1を改定し、2021年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、別表1を改定し、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年6月9日から施行し、2025年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2026年5月18日から施行し、2026年4月1日から適用する。

別表1 常勤監事本俸

常勤監事年俸	年額5,000,000円
--------	--------------

別表2 役員手当

役員手当	理事長	月額300,000円
	理事（理事長を除く）	月額60,000円
	非常勤監事	月額70,000円

(R3. 5. 31) 学校法人京都橘学園役員報酬規程(平成23年12月19日制定第1067号)

(R3. 4. 1) 学校法人京都橘学園役員報酬規程(平成23年12月19日制定第1067号)

(R2. 5. 25) 学校法人京都橘学園役員報酬規程(平成23年12月19日制定第1067号)

(H31. 4. 1) 学校法人京都橘学園役員報酬規程(平成23年12月19日制定第1067号)

(H24. 4. 1) 学校法人京都橘学園役員報酬規程(平成23年12月19日制定第1067号)